

平成19年 第3回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年2月8日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成19年2月8日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第14号議案 東京都教育委員会の基本方針の改定について

第15号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	鳥 海 巖
委 員	米 長 邦 雄
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	中 村 正 彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中 村 正 彦
	次 長	松 田 二 郎
	理 事	近 藤 精 一
	総務部長	志 賀 敏 和
	学務部長	山 川 信一郎
	人事部長	松 田 芳 和
	福利厚生部長	橋 本 直 紀
	指導部長	岩 佐 哲 男
	生涯学習スポーツ部長	三田村 みどり
	国体準備担当部長	関 口 修 一
	学校経営指導・都立高校改革推進担当部長	新 井 清 博
	人事企画担当部長	直 原 裕
	教育政策担当参事	石 原 清 志
	特別支援教育推進担当参事	荒 屋 文 人
	多摩教育事務所長	柴 崎 正 次
（書 記）	教育政策室政策担当課長	小 菅 政 治

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから平成19年第3回定例会を開会いたします。

まず取材・傍聴関係でございます。本日は報道関係は都政新報社外2社、合計3社からの申込みと、個人は5名からの申込みがございます。

なお、冒頭、フジテレビからカメラ撮影の申込みがございましたが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 まず本日の会議録の署名人でございますが、鳥海委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回1月11日の第1回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしましてご覧いただいたと存じますので、よろしければご承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではご承認をいただいたということにさせていただきます。

前回1月25日の第2回定例会の会議録は机の上にお配りしてございますので、次回までにご覧いただき、次回の定例会でご承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち第15号議案につきましては人事等に関する案件でありますので非公開ということにしたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件についてはご了承いただいたということで進めさせていただきます。

議 案

第14号議案 東京都教育委員会の基本方針の改定について

【委員長】 第14号議案、東京都教育委員会の基本方針の改定について、説明を教育政策担当参事よろしくお願いたします。

【教育政策担当参事】 第14号議案、東京都教育委員会の基本方針の改定についてご説明を申し上げます。

これは昨年12月に新しい教育基本法が施行されたことなどの教育行政を巡る動向等を踏まえまして、東京都教育委員会の基本方針を改定するものでございます。

それでは議案資料（1）をご覧ください。A4判のものでございます。

上の段に教育行政を巡る動向と基本方針改定の方向性を4点にわたってまとめてございます。下の段は基本方針改定に当たっての考え方を教育委員会コメントの形で案としてお示ししてございます。

まず上の方の教育行政を巡る動向と基本方針改定の方向性でございますが、第1に、教育基本法の改正への対応でございます。

新しい教育基本法には、第2条「教育の目標」、第3条「生涯学習の理念」、第10条「家庭教育」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、第17条「教育振興基本計画」などが新たに規定されたところでございます。

具体的には、「道徳心」でありますとか「公共の精神の育成」、「生涯学習の機会と場の確保」などが新たに位置付けられておりますが、都の教育委員会におきましては、それらにつきまして既に教育目標や基本方針に盛り込んでおりまして、具体的な取組を進めているところでございます。

しかし、新しい教育基本法の第10条「家庭教育」では、新たに子どもの教育に対する家庭の責任、家庭教育への支援について規定されたところでございます。このうち家庭教育への支援につきましては、施策として現在、「子どもの生活習慣確立プロジェクト事業」などを既に実施しているところでございますが、現在の基本方針には明

確にはこのことが規定されておられません。そのため、今回、基本方針3の中に「総合的な教育力（家庭・学校・地域の教育力）の向上」として明記してまいりたいと思います。

次にスポーツ事業の移管についてでございます。

部活動などの学校関係の事業を除くスポーツ事業が、平成19年4月から生活文化スポーツ局へ移管されることに伴いまして、基本方針3の表題を整理したいと考えております。

3点目は教育行政の信頼回復についてでございます。

未履修問題やいじめ問題など、昨年顕在化いたしました全国的な問題につきまして、信頼回復に向けた取組姿勢を基本方針4に盛り込み、都民に対して明らかにしてまいりたいと考えております。

4点目でございますが、学校の自律的経営改革の推進についてでございます。

自律的な改革を進めている学校への支援や学校経営を支える体制の強化が求められているという認識に立ちまして、基本方針4の中で文言を整理したいと考えております。

それでは改定箇所を具体的にご説明申し上げます。議案資料（2）、A3判のものをご覧ください。

左が現在の教育目標、右が基本方針になってございます。ただいまご説明いたしました基本方針の改定箇所は下線でお示ししてございます。今回、基本方針1と2につきましては変更点はございません。

基本方針3でございます。少子高齢社会の中で家庭、学校、地域などの総合的な教育力の向上を目指して、基本的な生活習慣の確立など、次代を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えていくことや、生涯にわたって学び、社会貢献できるようにすることが求められています。そのため、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援することや、都民の生涯学習の場と機会の充実を図ることを明記いたしますとともに、表題につきまして、従来の「「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興」を「「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実」に改めてございます。

次に基本方針4についてでございます。校長を中心とした学校の自律的な改革を今

後も支援していくということ、また教育行政の信頼回復に向けて襟を正して取組を進めていくという都教育委員会の姿勢が伝わるよう文言を整理いたしました。

次に基本方針改定の考え方でございます。また議案資料（１）に戻っていただきたいと存じます。下段をご覧ください。

今回の基本方針の改定は、平成14年度に一部改定をいたしたわけですが、それを除きますと、平成13年1月に現在の教育目標及び基本方針が全面的に改定されて以来の見直しになってございます。ここでは基本方針の改定に当たっての委員会としての考え方を都立学校長、区市町村教育委員会、そして広く都民の皆様に発信し説明していく必要があるということで、「基本方針の改定に当たって」と題したコメントをまとめたものでございます。

最後に今後の予定でございますが、本日基本方針の決定をいただいた上で、次回2月21日の第4回教育委員会定例会では、決定いただいた基本方針に基づきまして平成19年度の主要施策を体系化し、ご報告したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 以前、前文を少し総括的なものにしたかどうかというご意見が出されました。この点につき事務局と相談をさせていただきましたが、学校現場にこの基本方針がかなり浸透しておりますので、あえてここで前文を変えることはせず、議案資料（１）にありますとおり、「基本方針の改定に当たって」ということで、どうして今回若干改定したかという理由をここに書くということでお諮りしたいと考えました。ご意見をいただければと思います。

【委員】 私のお願いですけれども、「ゆとりある教育」と「ゆとり教育」の違いということを、私は教育委員になってからずっと発信し続けているのですが、残念ながら、文部科学省は、ゆとりある教育の本当の論理というものを世間に知らしめることなく路線を変更しつつあります。ただ、東京都教育委員会の教育方針・目標というものを見ると、間違いなくゆとりある教育ということを推進しているわけです。この議案資料（２）の左の囲みの中の、○が3つあった下の部分に「の育成に向けたゆとりある教育を重視する」と、「ゆとり」という言葉は使わない方がいいだろうということだったのですが、昨今の教育再生会議を見ていると、「ゆとり教育」という造

語をそのまま教育再生会議自身も使っている。つまり文部科学省も使っていないで都教育委員会でも使ってなくて、マスコミがつくり上げた造語の「ゆとり教育」というものを教育再生会議が使っているということは、現場というものを余りにも知らな過ぎると言うと言い過ぎになりますけれども、現場と乖離し過ぎた議論をしているのではないかと思います。ですから、そこに「ゆとり」というものを入れてもらいたい。

私が教育委員になってからやってきたことは二つで、この「ゆとり」というものをやるということと、もう一つは人事のことです。先日私が書いた原稿は、文部科学省の教育課程課などの人たちと、それからかつて指導部長だった井出隆安さんと相談してつくり上げて練り上げた文章がそのまま出たものですので、私の教育委員の集大成と、それから井出隆安さんとの友情の証ということで、「ゆとりある」というのをどうしても遺言代わりに入れてもらいたいと、こう強く希望するものです。

【委員長】 どこへ入れるのですか。

【委員】 教育目標にです。

【委員長】 教育委員会の目標ですね。

【委員】 はい。

【委員長】 ただ今の委員の認識は必ずしも正確ではなくて、文部科学大臣の国会での答弁をお読みになりますとお分かりいただけと思いますが、文部科学省は「ゆとり」という考え方を落としておりません。文部科学大臣が、考え方は正しいんだ、しかし、やり方が違ったんだということを何度もおっしゃっています。「ゆとり教育」というのは、委員がおっしゃったように造語ですから、あれを教育再生会議が使ったということは私も大問題だと思っていますが、文部科学大臣は少なくとも「ゆとり」を落とそうということをお考えになっていませんので、その辺はただ今の委員のご認識とは違うと私は思っています。ただ、「ゆとり」を入れる入れないという議論は今ここでしていただければと思います。

【委員】 東京都立の高校に「奉仕」という新教科・科目が2単位できて、これもやはり「ゆとりある教育」そのものだと思うのです。教育再生会議でも「奉仕」というものを入れるということを持ち出していますが、やはり東京都が率先して「ゆとりある教育」を出したということですから、まず、東京都教育委員会の姿勢として「ゆ

とりある教育」をやるのだということが非常に大事なことではないかと思います。その文言だけどこかに入れてほしいという強い希望です。

【教育長】 1枚目のA4判の資料にある「改定の考え方」、今回の改定に当たっての通知文にこれがまず載るわけです。今回は、この教育目標の方は改定がありませんので、この紙に資料右側にある基本方針を添付して校長先生や区市町村教育委員会に通知するというので、この「基本方針の改定に当たって」の一番下の○の中で、「これまで、ゆとりの中でじっくり学び」云々と書いてあり、今後とも東京都教育委員会は、「ゆとりの中で」というのは全く変えませんよというのをここで述べているのです。

【委員長】 そのためにここで強く述べたのです。本来は前文でこういうことを書けばよかったですけれども、学校現場に対して、従来の基本方針が大きく変わるというニュアンスを与えたくなかったので、「基本方針の改定に当たって」というものを作成し、その中で、前から委員がおっしゃっていますけれども、「ゆとりの中で」というのを入れたということです。

【委員】 顔を立ててくれたということですか。

【委員長】 私も「ゆとり」は正しいと思っています。

【委員】 分かりました。

もう1点よろしいですか。上の3番目の○に「未履修問題やいじめ問題など」とありますけれども、この「未履修問題やいじめ問題」というのは、未履修問題については、この文言とはまた別に、どうしてあんな問題が起こったかという、学校の先生は外部評価とかいろいろなことがあって、やはり目の前の生徒のために頑張ったのだと思うのです。やったことは悪いことだけれども、生徒のために頑張ったことは確かなので、これは受験における大学入試センター試験や受験科目と学習指導要領が余りにも離れ過ぎていることから来る弊害で、そこを解決しないと何もならないことだから、教育委員会では決められないと思うのです。

近ごろの教育再生会議は、悪いのは教育委員会だとか教師だとか校長と言っていますが、そうではなくて文部科学省が悪い、このことをマスコミはきちんと書いてもらいたいですね。文部科学省が悪いのだと、文部科学省がああいうことを決めて、受験

勉強と全然違うようなことになっているからこうなってしまったのだということを強く言って、すべての責任は校長だとか教師だとか教育委員会ではなくて文部科学省にあるのだということを申し入れるべきだと思いますが、どうなのでしょう。

【委員長】 その辺はなかなか難しいですね。文部科学省の責任もあると思いますが、問題はやはり受験だと思います。私、朝日新聞でコメントをしましたが、一般に言う学力というのは何のための学力かという問題から考えていかなければならないと思います。今、委員のご発言では、受験勉強の内容と学習指導要領の内容が乖離しているというお話ですが、受験勉強が果たしていいのかという問題もあります。この問題は非常に難しい問題ですので、おいおいこの委員会で議論をして、結論が出れば文部科学省に申し入れをするということではいかがでしょうか。

私、前から申し上げておりますが、やはり問題は受験ですね。日本では、受験に勝つ者が勝者なんですね。それが我が国の学力観を支配してしまっているのです。わずか三日間、センター試験を入れても五日間ぐらいでしょうか、それで一生が決まるというシステムそのものがおかしいんです。そのためにみんな一生懸命努力する。したがって、ほかのことが全くできなくなる、そういうことだと思うのです。

もしよろしければ、「基本方針の改定に当たって」という教育委員会からのコメントの中に委員の言われる「ゆとりの中で」という文言はしっかり入っていますので、これでお認めいただいて、今の問題は、もう少し時間をとって、議論して、その結果を東京都教育委員会として情報発信していくということが必要ではないか、と思います。だれかがやらないといけない。中央教育審議会（中教審）がこの問題について随分答申を出したのですが、一向に変わらない。2007年から大学全入時代になりますが、依然として上位の大学に入るのは難しい。そのためには全てを犠牲にして一生懸命勉強しなければいけない。それでいいのかについて少し議論をしていったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

【教育長】 中教審の委員をまたやることになりました。かねがね委員長もそういうご主張を教育委員会、中教審でも述べられ、私も述べておりますけれども、今後、東京都教育委員会として大学入試だとか受験だとか、あるいは必修科目が今のままでいいのかどうか、これをご議論いただいて、中教審教育課程部会で多分連休前

には出そうとか何とかという話がありますがけれども、まだちょっと時間がありますので、我々として何か物申すのであれば、意見がまとまればそれを中教審にお出しするという方法もあるのではないかと考えています。

【委員長】 私も12年やって任期切れになったのですが、臨時委員で入れということで、教育課程部会にはまた参加することになりました。今度は臨時委員ですので、副会長という立場でもありませんし、初等中等教育分科会長という立場でもありませんので、思い切り意見が言えると思います。

【委員】 委員会などでも、もっともっと透明性を高めなければだめですよ。やはり公開して皆さんに聞かせるということが大切であって、やっていることが余りにも聞こえな過ぎていますね。

【委員長】 教育再生会議でしょう。教育改革国民会議のときは、必ず記者レクをやったのです。会議は狭い部屋でやるものですから記者諸君は中に入れないということもあったのですが、会議で出された意見はほとんど全てを記者レクで出しました。そういう点ではマスコミの方はそれほど不満はなかったと思います。教育再生会議はそれぞれの構成員が会議終了後にばらばらなことを言っていますから、国民に対するメッセージとしては統一されていない。そういう点は、今、委員がおっしゃったとおりだと思います。

そういうことでありますので、今後とも受験の問題は、ただ学習指導要領と乖離しているという視点だけでは済まず、根本的な議論が要るのではないかと思います。東京都が一生懸命中高一貫教育校を作っているのは素晴らしいことだと思っています。受験の影響をかなり消しますので、非常に良いと思います。はっきり言っている訳ではありませんが、そういうメッセージを東京都教育委員会が出していますので、今後ともそういうふうなメッセージを出すために、もう少し議論をしていったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】 これは現場の校長先生とかリーダーに説明するのは当たり前のことだけれども、やはり各区市町村の教育委員によく話さないといけないですね。これが本当に途中で役目を果たさなくなってしまうと話にならない。

【委員長】 委員がおっしゃっている「ゆとり」についてですが、平成元年の学習

指導要領改訂の際にはどういうところを、どういう思想のもとに変えたかという啓蒙活動を徹底的にやったのです。ところが、平成10年は一切やっていない。非常に高邁な理想でやったにもかかわらず、現場で全く違うふうを受け取られてしまったということです。

【委員】 簡単な方からお伺いしますが、基本方針4の2行目に「都民感覚と経営感覚をより重視して」とありますね。この「経営感覚」というのは前から入っていたので、当然議論されたのですが、これの意味するところは、校長先生を中心に経営センスをもっと持つべきという意味と理解していいのでしょうか。ここを入れたときの経緯が分からないので、それが一つ。

それから、今委員長おっしゃった教育行政の信頼回復のところ、基本方針改定の方性ですけれども、これから議論するというのであればそれでもいいのですが、未履修問題やいじめ問題、学力低下問題等、昨年あるいはもうちょっと長いスパンでもいいですが、顕在した問題への取組姿勢を明らかにするということにもう少し踏み込んで、やはり入試制度を含めてというのがいいかどうか、東京都教育委員会としては一応高校がベースですから、高校と大学との連携の一層の緊密化を図るとか、5月に中教審教育課程部会でもしそういうことを具体化するということであれば、委員長おっしゃっているように、入試の今のシステムが悪いことは大方の人が了解しているわけですから、何かその辺のことが頭出しだけでもできないものなのでしょうか。

以上二つです。

【教育長】 今お決めいただいているのは、東京都の教育行政として、教育委員会が何を目標にして、どういう基本方針でいくかというのを校長先生や区市町村教育委員会にお知らせしようという趣旨でございます。我々問題意識を持っていますよということを、もし出すのであれば、これとは別にやった方が、受け取る方も分かりやすいと思うのです。

【委員長】 そうかもしれませんね。

【委員】 分かりました。でも、今恐らく校長先生が一番悩んでおられるのは、この間の未履修問題から発生して、やはり大学入試の問題につながっていると思うので、やはりちょうどこれを出すときに、併せて教育委員会で議論したことではこういうこ

とが問題だということを知り通知する方がいいのではないのでしょうか。

【教育長】 　ただ、東京都教育委員会で、例えば入試制度だとか、あるいは大学の教育内容について、こういう方向で直しますよ、あるいはこういう方向で検討を始めますよと言えればいいのですけれども、残念ながら、我々だけでは何もできないのです。

【委員】 　国に対してお願いするという意味で、教育委員会から大学なり文部科学省にアピールするという事は可能ですよね。

【教育長】 　それは可能です。

【委員長】 　委員言われたように、大学受験があるから、この問題が出てきているわけです。ですから、そこをこのところを考えるべきだというアピールはできると思うのです。

【教育長】 　それはできます。

【委員】 　ただ、それを何もこうすべきだと教育委員会がやれるということではなくて、やはりアピールするというのは、東京都が言うこと自体はある程度のインパクトがあると思うのです。まして、それをバックに中教審で頑張ってもらえれば。

それと、この経営感覚はどう理解したらいいですか。

【教育政策担当参事】 　正確なところはわかりませんが、税金を使って施策を展開する、それに当たって都民に対する責任を明らかにしているという部分だと思います。行政委員会としてきちんとそこは認識していますよということを込めて表現していると理解しています。

【委員】 　そうしますと、さっき説明のときにおっしゃったように、校長先生を中心にしてというところは、この文章だけ読むとどこからも出てこないということですか。

【教育政策担当参事】 　学校という部分で、当然学校の経営者というのは校長先生ですから、当然というのは変かもしれませんが、校長に期待をしておりますし、教育委員会としてもきちんと支援していくということを今回入れたつもりでございます。

【委員長】 　いずれにしても、委員がおっしゃったように、大事なのは、この後に続く施策ですね。そこをちゃんと整理して出すということでお認めいただければと思

うのですが、いかがですか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そういうことで、是非きちんとこれに積極的な施策を貼り付けていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

この件につきましては原案のとおりご承認いただいたということにさせていただきます。ただ、いろいろ付随意見が出ましたので、そのことについては、今後とも引き続き検討していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

2月21日(水) 午前10時00分	教育委員会室
3月8日(木) 午前10時00分	教育委員会室

【委員長】 それでは政策担当課長、今後の日程をお願ひいたします。

【政策担当課長】 それでは今後の日程についてご案内申し上げます。

定例の教育委員会でございますが、次回は2月21日水曜日でございます。次々回は3月8日木曜日になります。場所はいずれもこの教育委員会室でございます。開始時刻についても、いずれも午前10時を予定しております。

日程については以上でございます。

【委員長】 日程についてよろしゅうございますか。——〈異議なし〉—— それでは、よろしくお願ひします。

ただいまから非公開の審議に入らせていただきます。

(午前10時32分)